

## 議案第36号

### 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため改正する。

#### [内 容]

- 1 診療記録に係る保有個人情報の開示請求に対する手数料の徴収（第4条関係）  
病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収することとする。
- 2 手数料の減額又は免除（第4条関係）  
病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、1の手数料を減額し、又は免除することができるこことする。

#### [適 用]

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日